

21 国 際 第 4 6 8 号

関税割当公表第33号の4

平成21年度上期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の  
関税割当て（第2次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）  
第6条の規定に基づき、とうもろこし（関税定率法（明治43年法律第54号）  
第13条第1項の規定の適用を受けるもの及び関税暫定措置法施行令（昭和  
35年政令第69号）第3条に規定するところにより飼料用に供するものを除  
く。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成21年8月10日

農 林 水 産 省

記

第1 分類別割当数量及び通関期限

1 分類別割当数量

コーンスターチ用

ア 糖化用	190,004トン
イ 一般用	101,598トン
ウ 新規用途用	224,303トン
合 計	515,905トン

2 通関期限 平成21年9月30日

第2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

平成 21 年 8 月 17 日（月）から同年 8 月 19 日（水）まで

ただし、平成 21 年度上期のとうもろこしの関税割当てについて（平成 21 年 3 月 11 日付け 20 国際第 1241 号関税割当公表第 3 3 号。以下「21 年度上期公表」という。）第 3 の 1 の本文の期間において関税割当申請書を提出した者であって、当該申請書に記載した申請数量、使用計画等に変更のない者は、今回は申請書の提出を必要としない。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

#### 第 4 関税割当申請者の資格、提出書類、割当基準等

関税割当申請者の資格、関税割当申請書に添付すべき書類等、割当基準、関税割当証明書の発給、報告その他関係事項等に関しては、21 年度上期公表による。